

高業績(よい)実習生		
FG	1	明るい
FG	2	はきはきしている
FG	3	頭の回転が速い
FG	4	価値観・倫理観をきちんと持っている
FG	5	価値観・倫理観が実習計画書に現れている
FG	6	生活の実感がある
FG	7	自分で動くことができる
FG	8	施設等のイメージを持つことができる
FG	9	実習前の実習先施設等についての情報収集ができる
FG	10	モチベーションがある
FG	11	興味のある分野がある
FG	12	就職先を具体的に考えている
FG	13	ポジティブに実習をとらえ、実習先を選ばない
FG	14	実習についてのニーズがはっきりしている
FG	15	実習についての理由付けができる
FG	16	文章表現能力がある
FG	17	社会福祉士国家試験受験資格がほしい
FG	18	態度や言葉遣いが謙虚である
FG	19	社会性がある
FG	20	調整能力(対職員、対利用者、対実習生)がある
FG	21	あいさつができる
FG	22	教員とアポイントメントがとれる
FG	23	メモを適切にとることができる
FG	24	その場にふさわしい対応ができる
FG	25	状況を的確に把握できる
FG	26	電話のかけ方が適切である
FG	27	挨拶の仕方が適切である
FG	28	敬語の使い方が適切である
FG	29	わからないことを聞くことができる
FG	30	服装が適切である
FG	31	視線を合わせることができる
FG	32	いすの座り方等の姿勢がきちんとしている
FG	33	口調がよい
FG	34	聞く態度をもっている
FG	35	実習の動機が私的な経験から派生していない
FG	36	自分の弱さを把握している
FG	37	自分のコンプレックスを把握している
FG	38	自己評価が適切である
FG	39	自分の考えを表出させて文章が書ける
FG	40	実習日誌の事実の羅列以外のことが書ける
FG	41	客観的、主観的な捉え方ができる
FG	42	記録を自己完結させない
FG	43	ボランティアやアルバイトなどの特定の経験だけでもと「自分は実習ができる」と判断しない
FG	44	気が利く
FG	45	フットワークがよい
FG	46	その場の空気を読むことができる
FG	47	抽象的な概念を具体的にとらえることができる
FG	48	施設の全体像を把握できる
FG	49	的確に実習先の批判ができる
FG	50	課題を期日までに提出することができる
FG	51	自己表現ができる
FG	52	目的意識が明確である
FG	53	自分自身の精神的問題を抱えていない
FG	54	人に伝える能力がある
FG	55	援助者として意図的なコミュニケーションができる
FG	56	常識的態度をとることができる
FG	57	講義の聞き方が適切である
FG	58	積極性がある
FG	59	具体的な表現ができる
FG	60	他者と自分との比較をあまりしない
FG	61	自己覚知ができています
FG	62	不安はあるが、その内容について自分でわかっている

## 第 2 章 補足資料 4

網掛けは分野は異なるが同一内容  
価値

項目	分野	内容	
上位概念 普遍的価値	障害	ノーマライゼーションについて理解している	価値1
	障害	人権について理解している	価値2
	児相	子どもの人権の尊重について理解している(説明できる)	価値3
利用者が守られるべき(保障されるべき)価値	児童	利用者の権利を擁護する	価値4
	障害	利用者の利益の優先	価値5
	児相	子どもの最善の利益について理解している(説明できる)	価値6
	障害	プライバシーの保護について理解している	価値7
	事務所	守秘義務を守る	価値8
	児相	ケースの秘密保持について理解する	価値9
	障害	利用者の尊厳・社会正義について理解している 自立支援について理解している	価値10 価値11
利用者のQOL	知的	生活の質の向上について理解している(説明できる)	価値12
	障害	サービス提供における安全・安心・快適さを最大限尊重する	価値13
	老人	住み慣れた地域で暮らすという価値を理解している	価値14
	障害	住み慣れた地域で暮らすということを理解している	価値15
利用者との関係性で守られるべき価値	児童	個々の利用者に応じた接し方をする	価値16
	障害	利用者の個別性を尊重する	価値17
	知的	個別性の尊重ができる	価値18
	児相	子どもの自己決定について理解している	価値19
	児相	受容の価値を尊重できる	価値20
施設・機関で求められる価値	知的	職業倫理について知っている	価値21
	障害	チームアプローチの視点を持っている	価値22
	老人	チームアプローチについて理解し説明できる	価値23
下位概念			

項目	分野	内容	
法制度 大項目	事務所	福祉六法の理解	知識1
	児相	関連法規・運営指針を把握しておく	知識2
	事務所	行政法について理解	知識3
	事務所	福祉財政の仕組みを知る	知識4
	知的	対象領域の福祉制度(法・制度・政策)を知っている	知識5
	在介	法的根拠がわかる	知識6
	児童	施設の歴史や法規定を知っている	知識7
	事務所	委託事業の概要を知る	知識8
	児童	その領域の権利擁護について法規定を知っている	知識9
	事務所	法外援助について知る	知識10
	障害	相談員の制度的位置づけについて知っている	知識11
	特養	施設内の各職種(SW, CWなど)の制度的な位置づけを知っている	知識12
	社協	組織のミッション、法的根拠、事業概要を知っている	知識13
間接援助 大項目	児相	業務概要、組織について理解している	知識14
	社協	地域特性(人口、移動、高齢化率、所得、生活圏等)を知っている	知識15
	事務所	住民の福祉意識について知っている	知識16
	事務所	行政の苦情処理システムについて知る	知識17
	デイサービス	苦情対応システムについて知る	知識18
	デイサービス	利用者からの苦情を理解する	知識19
	事務所	情報公開について知る	知識20
	事務所	個人情報保護について知る	知識21
	知的	施設の運理念について知っている	知識22
	児童	施設の業務の流れを知っている	知識23
	事務所	組織と事務分掌を理解する	知識24
	児童	連携機関について知識を持っている	知識25
	児相	連携機関との結びつき連携について理解する	知識26
	社協	イベント開催の意義を知っている	知識27
	社協	イベントの企画開催方法を知っている	知識28
	事務所	非専門的マンパワー(民生委員、相談員)の役割を知る	知識29
	児童	地域と施設のつながりについて知っている	知識30
	社協	広報活動の意義を知っている	知識31
	社協	広報媒体や作り方を知っている	知識32
	児童	ボランティアの役割を知っている	知識33
	児童	他専門職の業務を知っている	知識34
	社協	当事者の組織化の意義を知っている	知識35
	社協	住民組織化(地域ボランティア)の意義を知っている	知識36
	事務所	地域のフォーマル、インフォーマルサービスを知っている	知識37
	デイサービス	会議の運営方法を知る	知識38
	デイサービス	会議で話された内容について知る	知識39
	社協	様々な会議運営の方法について知っている	知識40
社協	住民や当事者に対して行う様々な調査の方法を知っている	知識41	
直接援助 大項目	知的	ソーシャルワークとケアワークの相違について知っている	知識42
	デイサービス	チームで業務を行う意味を知る	知識43
	障害	介護の基礎知識について知っている	知識44
	児童	指導員業務について知っている	知識45
	児童	一般的な家事に対する知識を持つ	知識46
	障害	実践の記録について知っている	知識47
	障害	障害者の就労について現状を知っている	知識48
	知的	栄養管理・健康管理の方法を知っている	知識49
	障害	ケアプランの作成についての知識がある	知識50
	障害	ケアマネジメントについて知っている	知識51
	障害	アセスメントについて知っている	知識52
	在介	人間一般の身体的構造を知る	知識53
	特養	利用者の身体的な特徴、心身機能を知る	知識54
	特養	利用者に多い疾病の種類、その特性を知る	知識55
	児童	利用者の現状を知っている	知識56
	事務所	利用者の生活課題について理解する	知識57
	知的	言語療法、音楽療法について知っている	知識58
	知的	障害特性、生活援助、訓練活動について知っている	知識59
	知的	障害の概念について知っている	知識60
	児相	個別援助方針について理解・把握している	知識61
児童	利用者の背景(領域の特徴)を知っている	知識62	
在介	利用者の世代的な特性を知る(時代背景、心理)	知識63	
児相	子どもの発達・心理に関する理論を理解している	知識64	

網掛けは分野は異なるが同一内容  
技術

項目	分野	内容	
→ 利用者及び家族との適切なコミュニケーションがとれる面接などの技術を持っている	児童	利用者に面接する	技術1
	知的	傾聴できる	技術2
	児童	家族と面接する	技術3
	障害	効果的なコミュニケーションができる技術がある	技術4
	社協	インタビュー技術を持っている	技術5
	事務所	インタビュー技術の習得	技術6
	社協	コミュニケーション技術を持っている	技術7
	児相	利用者とのコミュニケーションがうまくとれる	技術8
	児童	利用者とのコミュニケーションをとる	技術9
	児童	利用者との関係について理解した上でコミュニケーションをとる	技術10
	知的	インタビューができる	技術11
→ 利用者を観察する技術がある	児童	利用者を観察する	技術12
	障害	利用者を観察できる技術がある	技術13
	児相	利用者・子どもを観察し、個々の特徴を捉える	技術14
→ アセスメントの技術がある(エコマップ・ジェノグラム等を活用する)	障害	アセスメントができる技術がある	技術15
	社協	相談を受けた利用者のエコマップが作れる	技術16
	児童	エコマップについて理解する	技術17
	児童	エコマップを作成する	技術18
	特養	利用者の面接をしてエコマップ、ジェノグラムを用いてアセスメントを行う	技術19
→ 課題分析の技術がある	知的	対象領域に関する資料を読み、分析をする力を持っている	技術20
	知的	課題分析ができる	技術21
	児相	子どもを通して背景にある家族の問題を捉える	技術22
	児童	事例研究をする	技術23
→ 援助計画を作成する技術がある	事務所	ケアプランの作成能力	技術24
	知的	利用者の生活を創造する力を持っている	技術25
記録を作成することができ、情報を管理することができる	知的	記録・情報管理能力がある	技術26
	在介	実習ノートに、自分が最も書きたいことを、自分の言葉で表現できる	技術27
	児相	観察・介入を踏まえた記録が書ける	技術28
施設外のシステムとの関係づくりをする	児童	連携機関について観察する	技術29
	特養	施設内外の関連するシステムについて把握する	技術30
職場の中での連携と調整をする	社協	職場内のネットワーク(含むケース会議、報連相等)がつく	技術31
	デイサ-	他の専門職とアセスメント情報を共有する	技術32
	事務所	会議の運営能力	技術33
実習生としての自覚と作法を身につける	児童	基本的社会性が身に付いている	技術34
	児相	観察・介入を踏まえ、自己洞察ができる(自らを振り返って自己評価する)	技術35
	在介	わからないこと、できないことが派生したとき、誰に聞けばよいかわかる	技術36
グループワークの技術がある	児童	グループワークを行う	技術37
	児童	グループワークの技術がある	技術38
コミュニティワークの技術がある	社協	住民組織化の方法を知っている	技術39
	社協	当事者組織化の方法を知っている	技術40
	社協	地域診断の技術を持っている	技術41

### 第3章 社会福祉援助技術現場実習における実習スーパービジョンに関する研究

#### 1 実習スーパービジョンの概念整理

##### (1) はじめに

本研究は、社会福祉教育機関における社会福祉援助技術現場実習において実習担当教員が行う実習スーパービジョンに関する研究である。近年、大学、短期大学、専門学校など社会福祉系養成機関が増加していく中で、社会福祉現場に多くの実習生を送り出すようになってきている。この実習生の受入に、現場は飽和状態になっているとの指摘もある。このような実習生の増加は、課題を抱えた学生の増加という側面を生み出すと共に、学生数に応じた実習指導体制が確保されているかという量と質の問題をも生じさせている。いわば、教員の質が問われるような状況になってきているのである。介護福祉士養成校においては、その教員資格が明確に示されている。そのような状況の中で、社会福祉士に関する現場実習においてどのような実習指導が行われているのか。そして、その実習スーパービジョンのスキルとはどのようなものかを探ることが本研究3年間の目的である。本年は、実習スーパービジョンに関する文献研究と基礎調査を行う予定であったが、各養成校の状況が異なる中で、数量的な調査を早期に実施することに対する疑義が研究会を進める中で指摘された。よって、本年は、実習スーパービジョンの基礎調査を実施するための前提として、先行研究の検討とヒアリングなどを通して実習スーパービジョンを捉え直すことを目的とした。

##### (2) スーパービジョンとは

実習スーパービジョンを捉え直す前提として、スーパービジョンについて概念整理を行う必要がある。

19世紀末、メアリー・リッチモンドが、自身のスタッフであるケースワーカーを自分の部屋に呼んで読書と討論を通じて個人訓練を行ったことがスーパービジョンの原型であるとの指摘もある。スーパービジョンについては、米英によってかなりの研究蓄積を有している。中でもコロンビア大学のハミルトン（Hamilton.G.）やシカゴ大学のトウル（Towle.C.）のものは著名である。トウルは、「教育的目的をもった管理的な過程である」としている。カデュシン（Kadushin.A.）は、それまでに行われたスーパービジョンの定

義を整理して、スーパービジョンには管理的、教育的、支持的機能という 3 機能があり、その 3 つの機能は相補的なものであるとしたのである。これが今日的なスーパービジョンの一般的な捉え方と理解してよいと考える。

日本においては、現代福祉学レキシコンにおいて石井哲夫が次のように定義している。「社会福祉や教育の現場において、職員をスーパーバイズすることをスーパービジョン、スーパーバイズする人をスーパーバイザーといい、それを受ける人をスーパーバイジーという。社会福祉などの対人援助を専門とする職業においては、ワーカーとクライアントとの二人だけの関係では、ケースワークが進まなくなってくることがある。この際、スーパーバイザーがワーカーの気がつかない援助の状況を解説したり指摘することによって、ワーカーがその障害を乗り越えて、援助の道を開いていくのである。」

石井は、著書「施設における実習教育」の中で、「スーパービジョンについての和訳は、適切なものがない。すでに社会福祉事務所の査察指導などという言葉は、いかにも役所の仕事臭の感じられるものである。一般には、指導、助言などと言われ、監督という役割も含まれているが、むしろ、ワーカーの自発性を尊重しながらも、職責に関するむずかしさも厳しさも教えていくという、ワーカーの仕事への認識・意欲・スキルを正しく育てて、自主的に仕事へ関与していくワーカーの人格育成に携わる指導者のかかわりとでも言うべきであろうか」と述べている。

このように、スーパービジョンは、管理的、教育的、支持的な機能を有し、スーパーバイザーがワーカーの自発性を尊重しつつも、その人格育成に携わる指導者のかかわりと考えることができる。

### (3) 実習スーパービジョンを検討する視点

このような前提に立って、学生への実習スーパービジョンについて考えていくことにしたい。一つには、管理的スーパービジョン、教育的スーパービジョン、支持的スーパービジョンというスーパービジョンの 3 つの機能からの視点。もう一つは、実習先決定までの（事前）スーパービジョン、実習期間中のスーパービジョン、実習終了後の（事後）スーパービジョンという 3 つの時間軸から見た視点があるのではないだろうか。第 3 に、個別スーパービジョン、グループスーパービジョンという実習スーパービジョンの方法からの視点もある。このような 3 つの側面から実習スーパービジョンのあり方について検討することが必要ではないかと考える。以下、それぞれの実習スーパービジョンの機能と方法に

ついて簡潔に述べることとする。

### 1) 管理的スーパービジョン

「職務についての基本的倫理を身につけて、組織の目的、社会的役割、組織の機構を把握して、各自の地位と役割を理解して、職域や職種間の連携を図りながら、業務を遂行できるように命令や監督を含んだ指導、援助を行う。具体的には、当該施設の設立の理念、対象者の理解と職員としての基本的態度といった価値的なもののほかに、規則の遵守、職場でのマナー担当部署での責任と仕事の範囲、連絡、相談、報告、諸記録の管理、器具や備品の取り扱いについて指導する。」<sup>1</sup>

このように、学生に対して実習の意味や実習中の健康管理、自分で判断せずに支持を仰ぐことなどのスーパービジョンが行われる。

### 2) 教育的スーパービジョン

実際的な援助理論や技術について指導し、学習を助けるなど教育的な内容を含んでいる。特に、実習で直面する利用者のニーズや課題の理解や援助の方法について、その理論と技術についてのスーパービジョンである。

利用者とのコミュニケーションや関係づくりをしていくにあたって、実習生がその方法がわからず悩んだり、勘違いをしたりする場合がある。このような場合に、適切なスーパービジョンが行われることが求められる。

### 3) 支持的スーパービジョン

「実習生や職員の個別的問題、たとえば、健康や心理的問題、人間関係上での問題、将来の進路、適性についての不安などについて面接して個別的相談に応じる。ここではカウンセリング的な対応が行われる。スーパーバイザーとしては、ありのままの自分の気持ちを表明し、聞いてもらうことで精神的に支えられ、自己の性格特性やショックを受けたときの自分の感情や、このような時の自分のとりやすい態度や行動の傾向などの自己理解を深め、現実を受容して課題に対処できるように勇気づけられるのである。」<sup>2</sup>

このように、実習生の実習に対する不安や緊張、利用者との関係によるショックなどに対して共感的な理解を示し、支えていく支持的機能としてのスーパービジョンが求められる。

#### 4) 実習前スーパービジョン

この時期は、教育機関がイニシアティブをとって指導を進めていく時期である。

- 「①個々の学生がどんな問題関心をもっているのか、それを追求するにはどんなところで実習したいと思っているのかなどを確認する。
- ② 学生個々の状況を理解したうえで、その学生に適する実習先を紹介する。学生が自ら開拓してきた場合には、実習受け入れ先として教育機関との連携の可能性の有無についてチェックする。
- ③ 実習先に学生を出向かせ、状況に応じて実習担当教員も同行し、受け入れ施設の指導担当者と話し合ったうえで実習先を決定する」<sup>3</sup>

実習スーパービジョンを考える場合、実習期間中の指導を考えがちであるが、実習生の状況を把握し、そのニーズと結びつけて事前学習を進めていくことは重要である。また、実習受け入れ先との連携を図っていくうえでも大切である。

#### 5) 実習期間中スーパービジョン

この時期は、教育機関から言えば、教育目標・方針、実習形態、実習日数、それに伴う指導体制、学生数などの違いによってその対応は大きく異なる。また、実習施設から言えば、経営主体の運営方針、後継者養成に対する施設長および職員の考え方、それに伴う実習指導体制などによって、また大きな違いが生じている。

しかし、この時期の実習スーパービジョンの有無が実習生の成長に大きな影響を与えることは間違いのないことであろう。これまで教育機関の中には、実習先へ依頼文書を送付した後は実習先にすべてを委ねてしまう傾向が少なからずみられたが、この時期こそ教育機関と実習施設の役割分担の明確化、及び協力体制の確立が必要である。

#### 6) 実習後スーパービジョン

実習によって得られた施設や機関での実習体験から、今まで抱いていた主観的、あるいは机上論的な問題関心を、より現実の社会福祉問題と照らし合わせて考え始めた学生たちにとって実習後スーパービジョンは必要不可欠なものである。特に、実習ノートや評価表などを活用して、学生と十分話し合うことは大切なことである。石井哲夫は、以下のような2点を指摘している。「①実習反省会及び実習総括の過程に積極的にかかわり、学生に

とって消化不良とならぬよう、納得のいくまで、学生及び実習施設の担当者と話し合いを重ねていくことが必要である。②学生の実習終了時の状況を確認し、卒業までの時期にさらにどのように学習をすすめていくのかを、学生が主体的に決められるよう援助する、などが考えられる。」<sup>4</sup> 石井が指摘するように、学生が実習で体験してきたことは個別的であり、実習後の学生個々の状況を把握し、個別的に対応していくことが求められる。また、学生個々の体験をさらに深めていくためにも、グループスーパービジョンによって、課題を共有化していくことも重要であろう。

石井は、スーパービジョンの実際として、5点を挙げているので整理しておきたい。

- ① 学生の成長過程の各段階ごとの課題を理解し、その課題の解決に向けて徐々に援助を進めていく。
- ② スーパーバイザーは、青年期学生の教授・学習過程に習熟し、無原則な指導は控え、教育の専門家として一連の系統だった原理に基づいて、学生指導にあたるように心がける。
- ③ 単に指導者という立場にとどまるのではなく、学生とともに学び、学生とともに考える姿勢や態度をもち、ときには現場に入りこんで経験を共有したり、現場実践の実際に触れながら現場から学ぶ姿勢をもつ。
- ④ スーパーバイザーは、学生の成長過程にかかわりながら、学生が見通しをもって実習をすすめられるようにフィードバックをしたり、教育的評価を行ったりする。
- ⑤ スーパーバイザーは、学生の成長過程の個別性を理解し、それを重視しなければならないが、その過程は、特定の順序や構造をもってすすめられるべきものであることを理解する。<sup>5</sup>

#### 7) 個別スーパービジョン

実習は、非常に主体的かつ個別的な学習過程であり、学生個々の実習への準備状況、問題関心、その探求方法及び成長過程には百人百様である。学生が自発的に課題を見つけ、取り組み、解決していくという学習方法である。よって、実習スーパービジョンを行う実習担当教員は、学生の動機づけの程度や社会的習熟度、視点の置きどころ等の違いに応じた対応が必要となり、個別スーパービジョンを行うことは学生の成長にとって有効である。

## 8) グループスーパービジョン

グループスーパービジョンは、担当教員 1 名に対し、実習分野別に 10 名前後の学生で行われることが多く、学習目標を設定し、それに向けて、計画的に相互学習していく過程である。学生たちは、その中で他の学生の経験を追体験したり、討論やフィードバックを行ったりすることができ、グループダイナミクスにみる相乗的な学習効果が期待される学習方法である。

### (4) 実習スーパービジョンの標準化を求めて

最後に、今後求められる実習スーパービジョンの方向性について若干ふれることにしたい。その大きなテーマとは、「実習スーパービジョンの標準化」の問題である。実習指導を各教員が特色を活かしながら行っている現状であるが、必ずしも十分な実習指導（スーパービジョン）が行われていない状況があるのではないだろうか。

英国中央ソーシャルワーク教育研修協議会（Central Council for Education and Training in Social Work : CCETSW）が専門資格（Diploma in Social Work : SW）取得希望者の実習指導をするテキストとして「TEACHING SOCIAL WORK PRACTICE」を出版している。その中で以下のような説明が「実習指導者のノート」と題して書かれている。『「学生スーパービジョン」から「実習指導」へと用語が変化してきたということは、そこで重視される事柄やスタイルが変化していることを意味している。学生スーパービジョンは、一般的に治療的関与の理論から発展してきたものであるが、実習指導は学習理論から発展してきたものであり、カリキュラムを充実することが重視される。』

ここでは、このテキストがカリキュラムづくりの手助けするだろうと述べられている。昨年、ソーシャルワーク教育国際基準が示された。その中には、「実習を含めたプログラム・カリキュラム」「コアカリキュラム」など体系的な教育システムの重要性が指摘されている。石井哲夫や福山和女も教員個人の特色による実習スーパービジョンではなく、教育機関としての組織的な目標を明確にし、特定の順序・構造を持ったものでなければならないことを指摘している。今後は、実習担当教員として「最低限共通に何を行うべきか」について「実習スーパービジョンの標準化」が求められる。今後、本研究会としては、実習スーパービジョンの内容、方法について検討し、これらを担保する実習担当教員の資質についても検討を深めていきたいと考えている。

（日本社会事業大学 中島 修）

<引用文献>

- 1 保田井進「第4章6節スーパービジョン（岡本栄一・小田兼三・中嶋充洋・宮崎昭夫編集「福祉実習ハンドブック」）中央法規、1993、p.82.83
- 2 前掲書、中央法規、1993、p.83.84
- 3 石井哲夫『第4章5節「スーパービジョンをめぐる課題」（「施設における実習教育」）』東京書籍、1986、p.100.101
- 4 前掲書、東京書籍、1986、p.103
- 5 前掲書、東京書籍、1986、p.104～106

<参考文献>

- 1 Mark Doel／Steven Shardlow／Catherine Sawdon／David Sawdon／中野敏子／茨城尚子／大瀧敦子＝監訳「TEACHING SOCIAL WORK PRACTICE」1999、誠信書房
- 2 A・Burack-Weiss／F・Brennan 著／山名敦子／松本栄二訳「高齢者ソーシャルワーク スーパービジョン」筒井書房、1996
- 3 塩村公子「ソーシャルワーク・スーパービジョンの諸相 重層的な理解」中央法規、2000
- 4 石井哲夫・吉沢英子編「施設における実習教育」東京書籍、1986
- 5 岡本栄一・小田兼三・中嶋充洋・宮崎昭夫編集「福祉実習ハンドブック」中央法規、1993
- 6 日本社会事業学校連盟／全国社会福祉協議会編「新 社会福祉施設〔現場実習〕指導マニュアル」全社協、1996
- 7 社会福祉実習研究会編集「社会福祉実習サブノート」中央法規、2000
- 8 岡本民夫・久恒マサ子、奥田いさよ編「介護福祉実習 系統的な実習マニュアル」川島書店、1990
- 9 介護福祉実習指導研究会編「介護福祉実習指導」建帛社、1989

## 2 社会福祉士養成教育における実習カリキュラムとスーパービジョンをめぐる課題

本研究班は、今年度は第一に、養成校におけるスーパービジョンのエキスパートへのヒアリング調査として、ルーテル学院大学教授福山和女氏にヒアリング調査を行った。第二に、分担研究者、研究協力者所属機関におけるシラバス、スーパービジョンの実施状況、課題についての協議を行った。さらに、第三にスーパービジョンに関する国内外の文献サーベイ並びに文献収集を行うとともに、次年度以降の調査実施のための調査項目の検討を行った。

わが国で国家資格である社会福祉士養成（国家試験資格付与）のための学校数は280を超え、さらに増加する傾向を示している。その形態も大学院・4年制大学・短期大学・専門学校・養成施設等の通学課程（昼間課程・夜間課程）・通信課程など多様化している。このように、養成校の数が増加すればするほどその教育の質が社会的に問われることになる。特に実習教育は、コアカリキュラムの一つとして、学生の個別性への対応や学校外の実習配属先との関係性をいかに構築するかが問われることもあり、その教育内容のあり方が問われていると言えよう。

国際的なソーシャルワーク教育の動向においても、2000年7月に、カナダのモントリオールで開催された国際社会事業学校連盟（IASSW）、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）との合同会議の際、IASSW/IFSW合同で、国際最低資格基準委員会が設置され、2002年になってソーシャル・ワーク教育国際基準に関する討議文書が公表されている。これは、ソーシャルワーク教育および養成に関する国内規範および基準を展開するためのガイドラインとして用いることができるとされている。この国際基準自体の内容も今後討議が重ねられ、2004年のオーストラリアのアデレードで開催される国際会議で承認されるであろうが、わが国のソーシャルワーク教育の質も今後国際的な標準から、その質が問われると言えよう。

その中で、実習教育に関するカリキュラムの基準として、以下の内容が記されている（仮訳 岩崎浩三氏）

### 3. 実習を含むカリキュラム（教科）に関する基準

カリキュラムに関する基準として、学校は次の内容に向けて首尾一貫して臨むべきである。

3. 1 学校のプログラムの目的と予測した成果に合致した教育のカリキュラムと方法。
3. 2 プログラムに関して理論の構成、実施、評価及び実習教育内容に対する明確な計画。
3. 3 カリキュラムに関して経常的な再検討と発展に特別な注目。
3. 4 学生ソーシャルワーカーが批判的思考の技能、および推論、新経験の受け入れやすさ、パラダイムに関する学術的姿勢、並びに生涯学習への意欲を習得できるように、カリキュラムが役立つことを保障する。
3. 5 学生ソーシャルワーカーの全体的成長に役立つ明確に計画され目的のある学習経験を提供する実習教育状況。
3. 6 学校と実習教育のために選定された機関との間の計画された調整と協力。
3. 7 実習スーパーバイザーあるいはインストラクターのためのオリエンテーション会議の設定と実施。
3. 8 プログラムの目的と予測される成果、並びにこの専門職の倫理原理について非ソーシャルワーク実習スーパーバイザーあるいはインストラクターに情報提供することへの留意。
3. 9 カリキュラム編成に当っては、特に実習教育に関しては、実習インストラクターの参加の項目。
3. 10 実習教育の決定と学生の実習業績の評価に関して教育機関と施設との連携。
3. 11 実習基準、手続き、期待を詳述した実習指導マニュアルを実習インストラクターあるいはスーパーバイザーが入手できるようにする。
3. 11 プログラムの実習内容のニーズを満たす適切で適合している資源が利用できるように確保する。

この内容からも、実習教育がソーシャルワーク教育のコアに位置しており、学校の首尾一貫したカリキュラムの質とその方法が問われていることは明白である。

わが国においても、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから 10 年が経過した時点で、養成課程の見直しに着手し平成 12 年度より実施されている。実習関連では、社会福祉援助技術現場実習(270 時間)は「社会福祉援助技術現場実習指導」(90 時間)と「社会福祉援助技術現場実習」(180 時間)に分割されている。この改編の一つとして、現場にお

ける配属実習と社会福祉援助技術現場実習指導を独立させたことによって、配属実習の前後における実習指導（スーパービジョン）の内容の質を高めることが意図されており、本研究は、まさに社会福祉士養成校の立場からその要請に応えることを目的としたものである。

一方、ソーシャルワーカーの職能団体としても、実習指導の充実による後進の育成に力を入れる方針で、日本医療社会事業協会、日本精神保健福祉士協会では実習指導に関する研修を行い、各団体としてその指導者の組織認定を行う取り組みをはじめている。また、日本社会福祉士会においても、2000年度から3ヶ年にわたり実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業として、社会福祉士としての実習指導のあり方についての研究と試行的なセミナーを実施している。2000年度には、社会福祉援助技術現場実習指導を行っている現場の社会福祉士に対する実態調査の分析をもとに課題の明確化を行っている。さらに2002年度には、職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習に分類した実習のプログラミングのモデル例を10の機関・施設で試行的に提示し、それらをもとに現場実習実践研究セミナーを実施している。

このような国内外における社会福祉士養成教育の動向、またその教育の質の向上に対する社会的要請から鑑みても、社会福祉士養成校における実習指導の質の向上、また教育内容の標準化は喫緊の課題と言えよう。

一方、社会福祉士養成のための現場実習の現状としては、2001年に実施されたソーシャルケアサービス従事者養成・研修協議会実習部会・日本社会事業学校連盟社会福祉専門教育委員会の合同研究会の調査によって、その現状と課題がかなり明らかになっている。ここでは、詳述は避けるが、特に施設・機関における実習受け入れ・指導の意義に関する認識について、「広く社会福祉現場の理解者の養成としての意義」について認識しているとの回答が77.2%、「専門職（社会福祉士）後継者養成としての義務」について認識しているとの回答が、73.2%となっており、現場においてかなり社会福祉士養成における実習の意義についての認識は高い状況がうかがわれる。但し本調査報告では、現状の現場実習が社会福祉士養成実習であることがうたわれているにもかかわらず、その実習内容がソーシャルワーク実習であることが十分に展開されているとは限らないとしている。それは、「社会福祉士実習がソーシャルワーク実習であり、この内容が中心となる必要があるとされた場合に貴施設・機関ではこの要件を満たすことができますか」との問いに対して、「現状でも満たしている」がわずか11.6%であり、「満たせると思う」が23.8%、「難

しいと思う」が29.1%、「何とも言えない」が31.7%となっていることから明らかであろう。その理由としては、次のような点があげられている。

- ・ 施設・機関の業務の多様性・多岐性（福祉事務所・機関として）
- ・ 施設の業務の性格上（児童福祉施設・ケアワークの現場・保育が中心・相談は基本ではない）
- ・ 授産施設は作業中心・生活施設・ソーシャルワーク業務が少ない・等）
- ・ 社会福祉士がいない・専門的指導体制がとれない
- ・ 時間的な余裕がない・短期間では無理
- ・ 守秘義務があるため、利用者との信頼関係がなければできない
- ・ 指導力不足、ソーシャルワークができてにくい・現場でのソーシャルワークが確立していない・ソーシャルワーク機能が未熟

などがあげられている。社会福祉士実習がソーシャルワーク実習として展開されていない要因として、様々考えられるが、まず基本的な点として、現場でのソーシャルワークが確立していないという点があげられる。しかし、この点について加えるならば、現場のワーカーが、ソーシャルワークをどのように認識しているかということと合わせて分析する必要がある。クライアントとの様々な場面におけるコミュニケーションや理解に至る過程などは、ソーシャルワークの基盤となる内容と言える。

また、社会福祉法が改正されたことにより、社会福祉サービスが基本的に契約による利用となり、利用者の自立支援を目標とすることを考えると、今後現場においてケアマネジメントを含んだソーシャルワークの展開が、さらに意識化されるとともに、その実践の質が問われることになる。

社会福祉士実習教育においても、そのような現場実践の動向を把握しながら、その質を高めていくことが肝要であろう。

これまでの先行調査や研究、本研究班における論議、スーパービジョンのエキスパートであるルーテル学院大学の福山和女教授へのヒアリングなどから、わが国の社会福祉士養成教育における実習カリキュラムとスーパービジョンをめぐる基本的な課題として、以下の点を設定することとしたい。

第一にあげられるのは、社会福祉士の養成という目的に合致した実習教育のカリキュラムとスーパービジョンを含む一貫した教育内容と効果的な教育方法の最低水準を明らかにすることである。

現在、「(通知) 社会福祉養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」が、平成 11 年 11 月 11 日付で改訂され、運用されている。しかし、例えば、社会福祉援助技術現場実習指導の目標の 1 として、「社会福祉援助技術現場実習の意義について理解させる。」とあるように、かなりその内容は抽象的である。教育方法についても、例えば、「実習生に実習先で必要とされる専門援助技術の基礎について十分理解させる。」とあるが、その専門援助技術の内容は具体的に示されていない。

当然、そのような教育内容と効果的な教育方法についても、養成機関側の思い込みだけでつくったものでは、現場実践とかけ離れたものになってしまう危険性がある。現場実践の状況を見据えた実習教育としての最低水準を示していく必要がある。

第二の課題として、配属にあたっての実習教育の内容と方法、またその評価方法について教育機関側と実習機関・施設側とが合意を形成していくことがある。ルーテル学院の福山教授が、教育機関側として、配属実習を委託する際にその教育の水準を学生に即してグリッドで示しながら依頼し、大学と機関・施設として契約してと述べているように、お互いにその教育内容とその水準を明示した上で、合意に基く教育を行うというシステムティックな取り組みが求められる。そのためにも、教育機関側と実習機関・施設側が共通認識できる実習教育のための指標が必要であり、実習生のコンピテンシーも、その一つとなりえるであろう。

第三に、実習教育に携わる教員の資質や水準、また養成校における実習教育の内容を高めるための組織の体制とその展開プロセスについての内容を明らかにすることである。さらに言えば、それらを明らかにした上での、実習にかかわる教員のスーパーバイザーとしての資質向上やカリキュラムの編成方法、実習教育にかかわる組織の運営方法などについてのワークショップなどによるセミナーの実施や認定資格の付与などがあげられる。

本研究班では、このような課題認識に立ち、来年度は特に社会福祉士養成校における実習教育のカリキュラムやスーパービジョンを含む教育内容の実態とその課題について、アンケート調査を行いその結果を分析することによって明らかにすることとする。その上で、一貫した実習教育のカリキュラムについての標準的な内容や効果的な実習スーパービジョンについての一応のモデルを示すことを目標としたい。

## 参考文献

- 1) IASSW/IFSW「ソーシャル・ワーク教育国際基準に関する討議文書」岩崎浩三  
訳. 2002年5月29日
- 2) ソーシャルケアサービス従事者養成研修協議会実習部会・日本社会事業学校連盟  
社会福祉専門教育委員会合同研究会報告「社会福祉専門職における現場実習の現状と  
これからのあり方調査研究報告」ソーシャルケアサービス従事者養成・研修研究協  
議会『社会福祉系大学、専門学校、高等学校福祉科におけるソーシャルワーク教育  
方法および教育教材の開発に関する研究報告書』2002年8月
- 3) 社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会『実習指導者養成研修プログラム  
基盤構築事業』2001年度研究事業報告書』2002年3月

### 3 ルーテル学院大学 福山和女教授へのヒアリング内容

本研究班は、社会福祉士の実習教育におけるカリキュラムとスーパービジョンの標準化のための作業として、スーパービジョンのエキスパートであるルーテル学院大学福山和女教授に下記のとおり、ヒアリングを実施した。以下は、その内容の概略である。

日時 2003年2月28日（金）午前9:30-11:30

インタビュアー 法政大学現代福祉学部 宮城 孝

日本社会事業大学社会福祉学部 中島 修

ヒアリング内容

- ①基本的な事項（社会福祉援助技術現場実習の実施学年、実施時期等）
- ②実習の指導体制
- ③実習前の教育内容
- ④実習のスーパービジョン体制とその内容
- ⑤実習教育の課題について

#### 1) 社会福祉援助技術現場実習の実施学年、実施時期について

参考資料1を見ると、本校の実習カリキュラムが示されているが、まず実習の実施は3年次と4年次となっており、2年次はやらない、やらせないということを原則としている。その理由は、カリキュラムを見るとわかるように、結局現場で使えるカリキュラムを2年次までに修得させようという計画を立てているからである。

そして、社会福祉援助技術演習を2年次までに行うということで、その前の基礎演習を修得できなければ、社会福祉援助技術演習を履修できない、その場合、良くない点数であると私が主任として面接をして、実習は、4年次になるけれども了解しなさいという形で3年次の実習はやらせないようにしている。その枠組みについては、もう、学生たちに入學当初から知らせてある。最近はやや増えているが、1年次の定員80名のうち、5～6人から7～8人くらいまでが、2年次の社会福祉援助技術演習を履修できない学生がいる。そういう学生は、実習は4年次まで引き延ばしている。だから、それは逆にいえば、その学生には罰則になる。

実習の時期については、基本的には3年次の実習は前期で完了という形をとっている。 Semester制にしているので、3年時の実習は前期完了で、配属先の施設と話し合いで4年次まで行くところもある。実習の時期は、5月の半ば頃から、遅いところで9月ぐらいまでの時期に実施している。実習の形態は、大学として認めるのは、まず集中実習として2週間を行い、後は、3日ずつの通い型として、その間にホームカミングを入れている。集中実習の時も、ホームカミングを週一日金曜日に入れている。

## 2) 実習の指導体制について

3年次の前期に実習をするのに、2年次生の時に一年間かけてこういう訓練をするという内容を示したのが、参考資料の2に示している。その実習指導の演習は、6人なり7人体制で指導している。いわゆる実技的な内容に関しては、集団で指導することになっている。だから面接技術もロールプレイも全部、1人そうですね12～3名を対象にトレーニングするというのをしている。そして、後期は各分野に分かれてスーパービジョンをするが、17名の教員で体制を組んでいる。

## 3) 実習前の教育内容について

実習先については、2年次の5月末頃に学生への希望先の分野のアンケートをとり、どこへ行きたいかを決めさせている。2年次の終わりの時期に私達が押さえておいて。マッチングしていくということにしている。

これだけの教育内容を2年次に用意しているのにもかかわらず、このごろの傾向としては、実習に5月の中頃から行くが、その4月・5月頃に、例えば記録の取り方とか、教わった内容を忘れていくということがある。そこで、もう一度トレーニングをしていく。

実習に行く直前に重要な内容として、いわゆる実習に関連する性的なこと、実際に実習生に関わる介護体験、セクハラなども含めて性的な問題が起こっている。そういうことを教員に報告できるようにということで、事前教育に取り上げている。教員側が相手に対して報告はしない。あなた方を守るので言ってきなさいという内容で行っている。それから死の恐怖に対して、例えば、重度の障害者の施設や高齢者の施設では実習中に亡くなってショックを受ける実習生がかなりいるので、ターミナルケアとグリーフワークの講義・演習(資料3)を組み合わせて、死を恐れるということよりもむしろ死と向き合うことの重要性をトレーニングしている。それが現在重視している内容である。